

「2018 年度政策・制度に関する要求書」

2018 年 8 月 22 日

連 合 長 崎

1. **総合政策・産業政策（公契約条例）**

- ① 住民が安心して暮らすことができる公共サービスの質の確保と、長崎県が行う契約のもとで働く労働者の公正な労働条件確保のため、県が行う公契約について以下の施策を実施すること。

- (1) 「公契約条例」の制定へ向け、公労使の委員で構成する委員会を設置し、具体的な検討を行うこと。
- (2) 年度途中に最低賃金の改定が生じた場合、その上げ幅に見合うように発注済みの公契約について金額の見直しを行うこと。

公共サービスは県民生活にとって必要不可欠なものである。県は県民に対して質の高い公共サービスを提供するとともに、それに従事する労働者に対して公正な労働条件を確保することが求められている。県民が安心して公共サービスを受けるためには、そこで働く人たちの労働条件が守られていなければならない。

公契約条例によって、公契約のもとで働く人の賃金下限額や自治体の責任を定めることで、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化にもつながると考える。

全国でも、多くの自治体で制定されており、九州では福岡県直方市、沖縄県での制定が実施している。長崎県でも、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的として、公契約条例の制定に向けて取り組むこと。検討にあたっては、他県の取り組みについてヒアリング等を行いながら、公労使・有識者などの様々な観点から検討する体制（審議会・検討委員会）を構築し取り組むこと。

2. **雇用・労働政策**

- ① 将来を支える若年者に対して「働きがいのある良質な雇用の場」を創出するよう、さらなる就業支援の充実・強化をはかること。

- (1) 労働条件の的確な表示の徹底、若者雇用促進法を踏まえた職場情報の提供はもとより、長崎若者サポートステーションと連携をはかり、労働条件などの知識が不十分な若者への労働教育や、職場で困った時の相談窓口についての情報提供をはかること。

- (2) 無期転換の申し込みに関する周知や促進など、有期契約労働者の無期転換ルールについて、県内企業に対し働きかけを行うこと。

- ① 無期転換ルール回避目的の雇止めの防止
- ② クーリング期間の悪用防止
- ③ 雇止めの法理の周知

- (3) 学校等における労働教育を推進すること。また、学校や企業等と連携し、インターンシップ等の周知等、新卒・若年者の就業支援について充実・強化をはかること。

- (4) 全国的に問題となっているいわゆるブラック企業問題等についても、関係機関との連携を図り、指導等を行うこと。また、新規事業主については事業開始前に雇用主としての労働法規などの事前学習を行い、雇用主へ最低限のワークルールを周知させる機会を設けること。

(5)「産業人材育成奨学金返済アシスト事業」の周知を行い、更なる拡充をはかること。

また、今年度の寄付状況・申請状況等の実績を示すこと。

すべての若年者への良質な就業機会の実現に向けては、企業と学生のミスマッチ解消策や就労後も長く働き続けられる環境を整備するなど、新卒・若年者の雇用対策を強化する必要がある。長崎県においては、新規・若年者の県外流出防止策として、いくつか取り組まれていると認識しているところであるが、県外への人口の流出にともなう就業者の減少には歯止めがかからない状況であり、早急な対応をはかること。

また、県が昨年度創設した「産業人材育成奨学金返済アシスト事業」は、県内就業者の支援に関する新たな取り組みとして評価できるものであるが、産業分野ならびに支援人数が限られており、更なる拡充を行うこと。

② 最低限の生活を保障できる最低賃金の水準改善ならびに遵守の徹底をはかること。

(1)長崎地方最低賃金の水準改善について長崎県最低賃金審議会等への働きかけなど、長崎県としても引き続き最大限の取り組みを行うこと。また、最低賃金の遵守徹底をはかること。

長崎県の最低賃金額は、昨年22円引き上げ現行時間額737円となったが、この水準は依然として全国の下位に位置しており、最低賃金額については、セーフティネットとしては依然として水準が不十分といわざるを得ない。法に定める「労働者が健康で文化的な最低限の生活を営む」ことを保障するには到底至らない。セーフティネットとしての実効性を高めるため、生存権を確保し確保したうえで、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準で設定すべきである。

(2)長崎県が発注する業務委託契約等の最低賃金履行確保のため長崎労働局との方法の連携強化をはかること。

平成29年12月19日に大阪市と大阪労働局間で「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」が締結されました。県においても労働局と協定の締結をはかる事により、県が発注する委託先に雇用される労働者が、長崎県最低賃金未満で支払われている恐れがある等の情報を入手した場合に、労働局へ情報提供する仕組みを制度化し、県が発注する公共調達への信頼と安全性の確保並びに最低賃金の履行確保をすべきである。

③ 誰もが公正かつ良好な労働条件のもとで安心して働き続けられるために、育児・介護などのライフステージに応じた働き方ができるよう、以下の施策を推進すること。

(1)男女がともに仕事と子育て・介護が両立できる環境促進のため、育児・介護休業制度や、多様な働き方を可能とする休暇制度を盛り込んだ就業規則の改正を企業に働きかけるとともに、育児・介護休業法の更なる周知・浸透をはかること。

(2)男性の育児休業取得率向上の促進に向け、具体的施策を行うこと。

(3) 他の自治体での取り組み等(※)を参考に福祉・社会保障の充実と、男女平等政策の推進をはかるため、行政サービスとして検討を行い、県内自治体への働きかけを行うこと。

※富山市の例：お迎え型体調不良児保育事業（地方自治体全国初の取組）

保育中に子供の体調不良により、保護者が迎えに行けない場合は、市の職員が代行して迎えに行く。また、迎えには専任の看護師と保育士が同行し、かかりつけ医で受診後、保護者が迎えに来るまで、拠点施設で一時的に保育・看護を行うもの。利用料 1 回 2,000 円と子どもを送迎するタクシー料金が必要

「平成 29 年度長崎県労働条件等実態調査（以下、「同調査」とする）」によると、就業規則に育児休業を規定している事業所は 67.7%（平成 28 年度：66.3%）、介護休業を規定している事業所は 59.9%（平成 28 年度：59.7%）にとどまっており、特に 100 人未満の事業所で規定が進んでいない。就業規則に育児・介護休業制度が盛り込まれていない企業は盛り込んでいる企業と比較し、育児・介護休業取得率が極めて低いとの調査結果もある。平成 29（2017）年 1 月 1 日より介護休業を分割取得可能とするなどの改正育児・介護休業法が施行されることも踏まえ、改正法に対応した育児・介護休業規程ならびに、ライフステージに応じた多様な働き方を可能とする休暇制度を就業規則に盛り込む等、仕事と生活の両立に向けた環境促進を企業に働きかけを行うこと。県が推進している、誰もが働きやすい職場環境を整備するために、優良企業の認証制度を創設するほか職場環境づくりアドバイザーの派遣、労働セミナーや就業規則作成研修会及び企業内推進員研修会の開催などに取り組んでいることなどについて認識しているが、優良企業の取り組み、認証制度等について、啓蒙、周知の拡大をはかること。

国が平成 27（2015）年 3 月に閣議決定した「少子化社会対策大綱」では、男性に対し、今後 5 年間で現行 2%の育児休業取得率を 13%とする目標を掲げているが、県内の男性の育児休業取得率は同調査では 1.7%（平成 28 年度：8.8%）と取得率が低下しており、取得促進に向けた実効性ある施策が急務である。同調査によれば、取得促進については、「育児休業を取得しても経済的に困らない公的な経済的支援の充実」を求める要望が 50.9%（平成 28 年度：44.3%）と最も高く、県としても過去に実施された具体的な助成制度をあらためて導入し、継続的に実施すること。

④ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、以下の施策を推進すること。

- (1) 週休 2 日制の導入促進や有給休暇の計画的な取得を推進する施策を講じるなど、総実労働時間短縮に向け、引き続き施策の推進をはかること。**
- (2) 長時間労働の是正、労働者の健康・安全確保のために、「休息时间（勤務間インターバル）規制」等について周知徹底並びに、職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）の活用などの啓蒙をはかること。**

長崎県の年間総実労働時間は改善傾向にあるが、今なお全国でも上位にある。特に長時間労働の要因として、週休2日制の導入や年次有給休暇取得率が低く、出勤日数が全国平均より多いことが挙げられる。長時間労働の改善は、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動の時間を確保し、仕事と生活の調和のとれた働き方を実現する観点のもとより、人材の県外流出防止という長崎県の最重要課題に対し、県内に魅力あふれる職場を作り出していく観点からも極めて重要な施策であり、週休2日制の導入促進や有給休暇の計画的な取得を推進する施策を講じること。

また、昨年3月に決定した「働き方改革実行計画」に基づき、労働基準法に時間外労働の上限規制が設けられる予定であり、長時間労働是正に向けた取り組みが急務であり、過労死等は是正されるものではなく、そもそもあってはならないものである。

「過労死防止対策推進法」が施行されたから4年が経過したが、いまだに全国で年間200人前後の労働者が過労死や過労自殺で尊い命を落としている。連合は労働者の健康確保を図る観点から、十分な睡眠時間と生活時間を考慮して、「休息时间(勤務間インターバル)」は24時間につき原則11時間を保障すべきであると訴えてきている。長時間労働是正の有効な実行策と考えており、県としてもこの制度の導入拡大に向け、周知徹底をはかること。

【参考】

項目		全国	長崎県 (29年度)	長崎県 (28年度)
年次有給休暇 取得状況	取得日数	9.0日	7.2日	7.8日
	取得率	49.4%	42.4%	46.5%
週休2日制 導入状況	完全週休2日制	46.9%	45.3%	41.0%
	なんらかの週休2日制 (完全週休2日制含む)	87.2%	71.4%	69.5%

※全国：「平成29年就労条件総合調査」

長崎県：「平成29年度労働条件等実態調査」 「平成28年度労働条件等実態調査」

⑤ 高年齢者雇用安定法に定める雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員が65歳まで働き続けられる環境整備をはかること。

高年齢者雇用安定法に定める雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員が65歳まで働き続けられる環境整備をはかること。あわせて、高年齢者雇用安定法の雇用確保措置の対象外である有期労働契約を反復更新して60歳を迎える労働者について、その65歳までの安定した雇用確保をはかるため、当該労働者を65歳まで雇用する事業主に対して支援を行うこと。

- ⑥ 2018年4月より「障害者雇用促進法」にもとづく法定雇用率2.2%(国・地方自治体2.5%教育員会2.4%)に引き上げられることを踏まえて、障害者雇用率の把握とその達成に取り組むと共に、「障害者を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供義務」「相談体制の整備・苦情処理および紛争解決の援助」が事業者の責務とされてたことを受け、その対策を講じること。

障害者雇用促進法の対象となる障がい者の範囲が2018年4月1日より拡大される。従来の対象である身体障害者、知的障害者に加え、精神障害、発達障害や、難病などで長期にわたり職業生活に相当の制限を受ける、または職業生活を営むことが著しく困難な者が対象に加えられる。また、法定雇用率についても、精神障害者(発達障害者)の数を合せた数値を元に算出される。また、対象範囲拡大と同時に法定雇用率も引き上げられる。企業が実効性ある施策を講じるよう、県内「障害者就業・生活支援センター」等と連携し、企業への広報・周知強化をはかること。

また、長崎県内の障がい者の雇用状況については、長崎労働局「平成29年度障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業において実雇用率2.26%と全国的に高い水準にあるものの、雇用義務のある企業の達成割合は60.1%、また市町の機関においても達成割合92.6%(前年度82.1%)であり、未達成企業等の解消に向け指導強化をはかること。

3. **中小企業政策**

- ① 「長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」に基づき、自立した中小企業の基盤を確立し、独自の高度な技術と経営基盤の確立に向けた支援を行うこと。
(1) 地域経済を支える中小企業の活性化に資する金融環境整備を進めるとともに、地域金融機関や地域活性化支援機構とも連携し、その支援策を着実に実施すること。

また、長崎県が実施をしている中小企業向け融資制度について、それぞれの制度がどれくらい活用されているか(申込件数、融資額等)を明らかにすること。

- (2) 県は、工事の発注・物品の発注にあたっては、県内中小企業を優先的に使用するとともに、県内市町に対しても指導を行うこと。また、工事・物品の発注のうち、県内中小企業が占める割合を明らかにすること。

長崎県においては、45,000の民間企業のうち99.9%が中小企業、また従業員の92.5%が中小企業で働いており、長崎県の発展には中小企業の発展が不可欠である。平成27(2015)年4月に策定した「長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」に基づき、中小企業への支援を行うとともに、行政自らが県内製品・県産品を積極的に使用し、県内経済の好循環をはかること。

4. **都市計画・住宅政策**

- ① 「長崎県住生活基本計画」に基づき、誰もが安心して住み続けることのできる住宅施策を推進すること。また、昨年10月に「住宅確保要配慮者(※)に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が施行されたが、県として必要な対策を行うこと。

(※住宅確保要配慮者：高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者)

- ② 個人の住宅を宿泊施設とする「民泊サービス」にあたっては、生活者や利用者の安全・安心を確保することが重要である。今年6月から施行された「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」に基づき必要な対策を行うこと。

民泊をめぐっては、全国的には、借主が大量の未分別ゴミを出し、第三者である近隣住民が費用を負担して処分せざるを得ない事例や、騒音や共用スペースでの喫煙・飲酒など、さまざまな問題が報告されている。また必要な申請や届出を行わずに営業しているいわゆる「ヤミ民泊」や「違法民泊」も横行しており、昨年広島市が行った調査によれば、サイトに掲載された物件の約9割が旅館業法に基づく許可を得ていないことも明らかになっている。

県は各市町と連携し、利用者・生活者の安全・安心を確保するための体制の強化、必要な規制を行うこと。

- ③ 水道の基盤強化にあたっては、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、地方公共団体及び水道事業者等の相互の連携を深めるように努めること。水道の基盤強化の基本的かつ総合的な施策の策定にあたっては、小規模事業所に十分配慮するとともに、こうした地域を抱える地方公共団体に対し、広域化を含めて必要な技術的・財政的援助を行うこと。水道施設の維持及び修繕、水道施設の計画的な更新が、地域の健康資本の基盤の整備であることに留意し、このことが適切に行われるよう、必要な財政支援を含めた事業システムの構築に努めること。

- ④ 県民の生命・身体・財産を守るため、関係機関と連携し、防災対策を行うこと。各地区で土砂災害ハザードマップが作成されているが、これを県民に周知し、自主防災組織の結成促進など、災害時の助け合いにつながるよう取り組みを進めること。

5. **産業政策**

- ① 観光事業の拡大を基に、「次世代自動車インフラ整備促進事業」に基づき充電環境の積極的な整備促進を引き続きはかること。また、2016年度の回答で「長崎県水素エネルギー研究会」を立ち上げ、平成28（2016）年3月に長崎県水素戦略を策定したとの回答であったが、その進捗状況を示すこと。

6. **福祉・社会保障政策**

- ① 離島やへき地など交通アクセスが不便な地域において、必要な医療を受けられない事態を生じさせないよう病床を確保すること。併せて医療人材の確保に向けて処遇や勤務環境の改善などの施策を講じること。

地域医療構想策定議論の当初は「病床削減」の報道が先行し、一部の県がそのような認識をもって調整会議等での議論となったことから、公立病院を中心とした病床削減計画を立てると危惧された。厚労省は、地域医療構想は病床削減計画ではないとしているが、人口減少社会に移行していくことから、自治体では財政ありきで公立病院の切り捨てや、公立病院のみの病床削減を示唆するものと受け取られる可能性もある。

厚生労働省が、都道府県に策定を求めた地域医療構想はほぼ出そろい、新公立病院改革プランの策定は、地域医療構想との整合性をはかるとして、各自治体や病院での策定は終盤となっている。今後は、介護・福祉分野との事業連携等を進めることも重要である。財政ありきでの公立病院の切り捨てや、公立病院のみの病床削減ではなく、地域住民のニーズに即した医療体制の確保・充実をはかること。

② 「改正障害者雇用促進法」について、雇用主としての県の現状（障害者雇用率、合理的配慮の提供）について明らかにすること。また、2018年4月から精神障がい者が雇用義務の対象となったが、これに関しても雇用主としての県の対応を明らかにすること。

併せて、就職から職場適応・職場定着までの障害特性に応じた支援策を示すこと。

③ 生活困窮者に対する包括的な支援充実の取り組みを行うこと。

(1) 任意事業である「学習支援事業」の充実に取り組むこと。また、「学習支援事業」の実施に向けた働きかけについては、各自治体に実施をしていることと思いますが、具体的に実施している市町及び働きかけの内容について示すこと。

(2) 高齢の生活困窮者に対し、就労、家計、居住面の支援体制について明らかにすること。

(3) 就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業などの任意事業の補助率引き上げについて、国に対して継続的な働きかけを行うこと。

④ 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、保育士不足の解消ならびに保育の質の改善をはかるため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員の労働条件と職場環境の改善を行うこと。

(1) 2017年4月から開始された技能・経験に応じた保育士等の処遇改善が確実に実行されるよう周知を徹底すること。

(2) すべての施設が処遇改善等加算を申請するよう、設置者に対する周知を強化すること。また、どれくらいの割合の施設が処遇改善等加算を申請しているか明らかにすること。

(3) 放課後児童クラブ（学童保育）の受け皿を整備するため、放課後児童支援員の処遇改善を通じて人員確保を行うこと。長崎県として、児童支援員の課題についてどのように考え、どう解決しようとしているのか明らかにすること。また、さらなる保育士の給与改善を早急に行うこと。

保育の担い手不足は社会的な問題になっており、長崎県も例外ではない。保育士不足により待機児童が発生している自治体も多い。保育士不足の解消ならびに保育の質の改善を図ること。

放課後児童クラブで働く支援員は非正規労働者が圧倒的に多く、低賃金でありながら対人サービスとしての高いスキルを求められている。こういった現状に対して、県の対応を求める。

⑤ **子どもの虐待相談等に対応するための児童福祉司、児童心理司の配置、また専門職配置など人員体制を強化し、児童相談所・市町児童相談窓口の充実を図ること。**

⑥ **介護保険から市町の事業として位置づけられた、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ること。また、介護職員処遇改善加算等により介護労働者の処遇改善を図ること。**

⑦ **「我が事・丸ごと」の地域づくりとして、地域包括ケアシステム強化の取り組みでの県としての方向性や市町との連携について示すこと。**

「我が事・丸ごと」の地域づくりについては、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、随時検討・見直しでの取り組みを実施しているところですが、昨年の介護保険法の一部改正に伴い、地域包括ケアシステムの強化について、これまで各分野ばらばらでの相談・支援をしていたものを、包括的な支援体制となった。この支援体制について、県としての取り組みに対する方向性や市町への支援体制を含めた連携について示すこと。

⑧ **子どもの貧困対策の一環として、奨学金返済困難者への救済措置を実施すること。また、奨学金返済により生活困窮に陥ることがないように、高等学校において、生徒に対する奨学金制度の周知・広報を徹底すること。**

現在、大学進学の際に、学生の2人に1人は奨学金を借りている実態がある。国としてもこの問題を重く見て、「給付型奨学金の創設」がされ、長崎県でも「産業人材育成奨学金アシスト事業」を実施している。この対応については、高く評価するが、現在返済困難な状況に陥って、生活設計ができない・結婚ができないという実態も聞かれている。

「無利子奨学金」「給付型奨学金」の拡充はもちろんのこと、奨学金返済困難者への救済措置・支援措置を早急に講じること。

7. **教育政策**

① **教職員がゆとりと生きがいを持って教育にあたり、子どもと向き合う時間を確保して、ひいては教育の質を高めていけるように、教育現場の長時間労働を是正すること。特に勤務時間を適正に把握して、労働時間の上限規制を設けること。**

連合総研は平成28(2016)年11月、小中学校教員の1日の平均労働時間が約13時間、平均時間外労働が約5時間との調査結果をまとめた。教員には、基本給の4%に相当する教職員調整額が支給される代わりに、労働基準法第37条が適用除外とされており、時間外手当や休日手当などの割増賃金が支払われていない。これは、「高度プロフェSSIONAL制度」の導入がもたらす影響を先取りするものであり、政府が進める「働き方改革」の方針にも逆行するものである。

教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保し、教育の質を確保するためには、長時間労働の是正に向けた働き方の見直しを行うことが重要である。

また、教職員の非正規化が深刻であるため、非正規教職員の抜本的な処遇改善など、労働環境の改善をはかること。

② 長崎県は他県に比べて公立小中学校へのエアコン設置率が極めて低い状況にある。(全国平均 49.6%・長崎 8.6%) 熱中症が深刻になってきている昨今、安全で快適な教育環境整備は重要であり、生徒の集中力向上も期待できることから、県として学校設置者である各市町に対して補助金制度の創設など、予算配分も含めた財政的な支援の検討を行うこと。

また、夏季休業中に子どもたちが多様な経験をすることの教育的な意義を鑑み、空調環境の整備が安易な夏季休業の削減につながらないように配慮をお願いする。

長崎県内の公立小中学校における空調(冷房)設備の設置状況は、平成 29 年 6 月 9 日付け文部科学省の公表によると、普通教室で 8.6% (全国平均 49.6%) と九州各県と比較しても非常に低い設置率の状況にあります。

空調(冷房)設備の設置には、ランニングコストもかかることから設置に対する賛否両論あるものの、地球温暖化による熱中症対策及び生徒の学業に対する集中力向上のため、ひいては学力向上のため、空調(冷房)設備の設置が必要と考える。

つきましては、長崎県として各市町への予算措置を含め、前向きな検討を行うこと。

③ 中等教育(高等学校、中学校)の場で、労働組合の役員等の労働のプロが直接学校へ出向いて行う労働法についての出前授業を、知事部局(労働部局)と教育部局と連携をとって実施すること。

④ 地方の財政状況に左右されることなく、義務教育の機会均等、全国水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持、教育予算拡充を国に対し強く要請すること。

⑤ 子どもの権利に関する NGO、NPO 等を積極的に支援・連携し、いじめ・体罰等に関する第三者機関による相談・救済体制を拡充すること。

8. **男女平等政策**

① DV やストーカーなどあらゆる暴力の根絶に向けて、予防教育などの周知・啓発をすすめ、性犯罪・性暴力被害者支援センターの増設や機能の強化を図ること。

9. **政治政策**

① 投票率の向上に向け、市町選挙管理委員会等と連携し、以下の施策を行うこと。
(1) 若年層を中心に実効性のある啓発活動を行うこと。

近年の選挙における投票率は減少傾向にあり、政治離れが顕著になっている。県は、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、更なる主権者教育の充実など、政治意識の醸成をはかる啓発活動を行うこと。

(2) 市町選挙管理委員会と連携し、(期日前)投票所の利便性向上をはかること。

投票率向上に向け、(期日前)投票所の開設期間・投票時間の拡大、高齢・障がい・妊娠などにより投票所へアクセスが困難な人にも配慮した投票所の設置・運営、共通投票所の設置等について、各市町選挙管理委員会への働きかけおよび支援を行うこと。

(3) 投票済証明書の発行を促進すること。

他県(全国42都道府県)においては、投票した人に対して投票済証明書が既に発行されているが県内では現在発行されておらず、県選挙管理委員会主導のもと、投票済証明書の発行に向けて取り組むこと。

10. 消費者政策

- ① 長崎県内で「消費者安全確保地域協議会」を設置している市町を明らかにし、協議会を設置していない市町に設置を呼びかけること。

また、2015年7月から消費者ホットライン「188」が設置されたが、認知率が低いため、更なる周知をはかること。

11. 食料・農林政策

- ① 「食料品アクセス問題(買い物弱者)」への対応について、県内自治体および事業者などと連携し、問題の解決に向けた対策を強化すること。また、昨年回答に対する以下の2点について明らかにすること。

(1) 「小さな楽園プロジェクト」について、この事業についてどのように総括し、今後どういう展開をされるのか。

(2) 「生活支援コーディネーター」の養成する研修会を開催するとあるが、どの地区に何人のコーディネーターが養成されたのか。

「食料品アクセス問題」については、平成22年国勢調査に基づく「生鮮品販売店舗まで500m以上の人口・世帯数推計結果」によると、長崎県は4割以上の世帯(22万7千世帯)が500m以上に居住しており、そのうち自動車を持たない世帯は9.7%(5万4千世帯)となっている。今後県内において、人口減少や少子高齢化の進展により食料品アクセス問題がさらに進むと、地域住民の日常生活に深刻な影響を及ぼすだけでなく集落の存続にもかかわる喫緊の課題であり、問題解決に向けた対策を強化すること。

- ② 食品ロスをなくすために、スーパーや惣菜店等に必要以上のものを作りすぎないように指導すること。

クリスマスや節分などのイベント時の食料（ケーキや恵方巻きなど）は、従業員に対して無理なノルマを課すなど社会問題になっているため、各食品販売店へ指導をお願いする。

12. 情報・通信政策

- ① 観光客等が利用しやすいインターネット環境を構築するため、九州全体を見据えた県内 Free Wi-Fi の SSID（アクセス用ユーザ ID）統一を進めること。

九州管内では、県内の Free Wi-Fi の SSID・認証を統一することで、外国人旅行者の利便性の向上や県内の観光・交通情報の発信力強化などを図っている。（大分県:Onsen_Oita_Wi-Fi、熊本県:kumamoto-free-wifi、宮崎県:Miyazaki-Free-Wi-Fi）

長崎県においても、増加する外国人観光客および国内観光客の利便性向上、ならびに各自治体の宣伝の効率化を図るため、県が主導し、県内各自治体等で整備している Free Wi-Fi の SSID の統一を進めること。また、統一に向けた検討については、自治体ならびに関係団体等と連携し、実効性ある対応をお願いする。

13. 環境・エネルギー政策

- ① 平成 25（2013）年 4 月に策定した「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、現状の認識と、残された期間での目標達成（目標と現状のギャップの是正）に向けた具体的道筋を示すこと。また、これまでの県の取り組み状況について示すこと。

現在、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、2020 年度における長崎県内の温室効果ガス排出量を平成 2（1990）年比で 13.4%削減するという目標を掲げ取り組みを進めているが、今年 3 月に発表された平成 27（2015）年度（※速報値）は基準年となる平成 2 年（1990 年）と比較し 3.7%増となっている。（二酸化炭素の排出量は 3.2%増。）また、エネルギー消費量換算での比較では、平成 26 年度は平成 2 年度とほぼ同水準（0.7%増加）まで減少しているが、東日本大震災以前の電力排出係数に置き換えた比較、評価を行い、目標達成（もしくは可能な限りのギャップの是正）に向けた具体的な道筋についてお示しいただきたい。

- ② 再生可能エネルギーの積極的な推進を行う上で、県民の安全を確保し、再生可能エネルギーへの信頼を損なわないよう、事業者に対する適切かつ実効性のある指導強化を行うこと。また、自然災害などで緊急的な撤去対応が発生した場合、設備の処分・再利用方法など国のガイドラインを踏まえた適切な対応を行うこと。

3 年前に発生した茨城県の豪雨に伴う鬼怒川氾濫の際、事業者が太陽光パネルを設置する際に自然堤防を掘削し、被害の拡大を招いた可能性があるとして指摘され、市などが事業者に対して工事中止を求めたが、これに応じず地元住民の不安を解消しないまま工事を続けたと報じられている。

またこの他にも、パネルの設置に伴い土砂崩れの恐れがある山林を無許可で掘削、伊勢志摩国立公園内を無許可で伐採しパネルを設置、さらには元愛知万博会場「海

上（かいしょ）の森」隣接の森林においては無許可でパネル設置したことに伴い、文化財（室町時代の窯業遺跡）が破壊されていたことが事後の調査で判明するなど、全国的に事業者による悪質な実態が浮き彫りになっている。

さらには長崎県においても、昨年の8月に琴海戸根町のメガソーラー建設工事現場で発生した土砂が濁った水となり、水道用水を取水している戸根川に流れ込み、周辺地域への水道水への被害が発生し、大きな問題となっている。また、今後の農業用水や環境への影響も懸念されている。今回の被害については、事業者が設置申請時に県に提出した工程表を守っていなかったためであると指摘している。

このような行為は、周辺の景観や生態系への影響、さらには自然災害発生時に土砂崩れや河川氾濫などの大きな危害をもたらす恐れもある。県民の安全確保、また再生可能エネルギーに対する信頼を損なわないためにも、事業者に対する適切かつ実効性のある指導強化を行うこと。

太陽光発電設備については、山林や空き地など、様々な土地に設置されている現状にある中、長崎県では「再生可能エネルギー等施設の設置に関する手続情報」が策定され、防災面などを含めた設置の指針はあるものの、大量に設置された設備が自然災害などで緊急的に撤去しなければならないケースや一定期間に急速的な普及となった設備は耐用年数も一定期間に集中することを鑑みると、設備の処分・再利用方法を長崎県・自治体独自のサイクルとして確立しておく必要があるため、国のガイドライン（太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン）を踏まえた対応をお願いする。

14. **交通・運輸政策**

① **交通運輸産業の人材確保・人材育成ための施策を講じること。**

交通運輸産業は行き過ぎた規制緩和から運賃・料金の低下に拍車がかかり、同時に賃金をはじめとした諸労働条件の引き下げに繋がっている。長崎労働局が公表した「平成28年度職業別ミスマッチの状況」によると、「輸送・機械運転の職業（自動車運転の職業）」の求人倍率は2.39、充足率は22.6%であり、人材不足が顕著である。

また産業の性格上、特殊な免許を有する職種が多いこと等もあって、それぞれの会社だけでは人材を確保することが困難な状況が続いている。魅力ある交通運輸産業の構築はもとより、安全・安心した働きやすい就業整備等の指導を行われるとともに人材不足への対策を講じること。加えて、福岡県では高等学校と自動車学校が連携し、自動車学科の生徒を対象に運行管理者資格取得の講座を開催しており、長崎県においても専門校（自動車科や自動車専攻科）の導入などの独自の対策を講じること。

② **ライドシェアサービス（白タク行為）については、利用者の安全・安心、地域公共交通を守る観点から、安易に導入しないよう、県内各自治体と連携し対応を行うこと。**

政府の規制改革推進会議は、ライドシェアサービスが「米国」や「中国」において普及していることから解禁の論議が進められており、先行して導入している海外においては訴訟やトラブルが各地で頻発している。しかし、一方で安全面では課題も多く「運行管理」「車両整備」さらには「二種免許」を持たない運転手が他人を輸送するといった「安全・安心」を阻害する要因が増大し、交通事故や犯罪などに巻き込まれる恐れが多いにある。この様な白タク行為が合法化されれば、タクシー産業や他の地域交通機関も崩壊することとなり、交通弱者となる人々を切り捨てる事となる。ライドシェアについては利用者保護の観点からも安易に導入されないよう県内各自治体と連携し対応を行うこと。

③ 安心・安全な街づくりの観点から、各駐車ベイ（トラック、タクシー、バス）の増設を行うこと。特に、交通事故等危険性が伴うような箇所は早急に改善・増設すること。また、違法駐車摘発に努めること。

既存のベイには一般車の違法駐車が多く、ベイ自体の機能を果たせていない場所も散見される。長崎県内では、朝・夕の通勤時間帯で慢性的な渋滞が生じている路線が多く、定時運行の妨げになると同時に交通事故への要因にも繋がっている。渋滞緩和策として、適切な信号機の設置や時間（間隔）の管理、違法駐車摘発強化など関係機関と緊密な連携を図り、違法駐車摘発に努めること。

また、島原半島（国道 251 号・57 号、特に南島原市）においては、片側一車線で路肩や歩道スペースが殆ど取れていない区間が多く車線幅が狭く交通事故の要因に繋がっている。県としても国に対して、国道の車線拡張やバス停の改良（切込み）について関係機関と連携を図り対策を講じられたい。

④ 経営基盤の脆弱な地方鉄道への支援制度の充実を図ること。

地方鉄道は、長崎県の人口減少・流出、少子高齢化、さらには自家用車の普及による背景から、乗客数は大幅な減少となっている。そのため各事業者の経営は厳しさを増している。今後さらに過疎化が進めば、企業の事業存続自体に影響を与えることから、交通政策基本法の趣旨に鑑み、県は、国さらには沿線自治体との連携を図り支援制度の充実・強化を図られたい。

加えて、沿線自治体の防災・減災対策のために新規で架け換えを行う橋梁、橋架、改良した鉄道施設に対しては固定資産税の軽減ではなく免除されるなど支援を図られたい。

⑤ 地域住民の移動権保障について、各自治体において公共交通に関する知識や政策立案能力が求められると考える。したがってセミナー・研修の開催を通じた公共交通専任者育成などの支援措置を講じられたい。

15. **人権政策**

- ① **県民の重要な個人情報**が不正に取得されることが防止するため、**県内の全自治体**に対して、**戸籍・住民票を第三者が取得した場合に本人へ通知する制度（本人通知制度（登録型））を導入するよう引き続き強く要請すること。**

長崎県内の自治体でも「戸籍・住民票の不正取得」が行われており、平成 23（2011）年 11 月に逮捕された「プライム事件」で使用された司法書記「佐藤隆」名の不正請求分だけでも全体で 73 件という調査結果であった。

現在、本人通知制度を導入している自治体は、平成 29（2017）年 12 月現在、全国で 647 自治体であり、埼玉県・奈良県・大阪府・京都府・鳥取県・山口県・香川県・大分県では事前登録型本人通知制度を全市町村で実施をしている。長崎県では平成 28（2016）年 10 月から長崎市で、平成 29（2017）年 10 月から五島市で本人通知制度が導入されたが、まだ他の市町では導入に至っていない現状である。個人情報の不正取得を防止し、県民の安全・安心を確保するためにも、今後も率先して制度の導入を行うよう、県から県内自治体に対し、制度の必要性を説明・導入の要請を行うなど、最大限の取り組みをお願いする。

現在、連合長崎各地域協議会からも県内各市町に対して制度導入の要求を行っているが、導入に消極的な自治体も散見され、更なる働きかけを求める。

16. **地域政策**

- ① **「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するにあたっては、引き続き「長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会」において、必要な検証・フォローを行うこと。また、各市町の総合戦略審議会等について、「労働団体」代表が含まれていない市町については、引き続き「労働団体」が参画できる体制づくりに向け、働きかけを行うこと。**

まちひとしごと創生を実現するためには、P D C A サイクルの実現が不可欠であり、引き続き産官学労言の幅広い視点で構成された「対策懇話会」において、必要な検証・フォローを行うこと。また、県内の 21 市町のうち 3 町（川棚町・波佐見町・小値賀町）には労働者の構成委員が参画していない。また 3 町以外でも、労働団体として「ハローワーク職員」等が構成員となっている自治体もあり、真に労働団体の意見を反映できているとは言い難い。このような自治体も含め、各市町の実態を把握し、労働団体の意見が反映できる体制を構築できるよう働きかけを行うこと。

- ② **人口減少が著しい離島地域の維持・活性化をはかるため、「有人国境離島新法」等の制度を活用し離島振興対策の拡充を行うこと。**

- (1) **離島地域の雇用機会の拡大をはかること。**

離島における定住促進・人口減少防止をはかるためには、島内で安定して働ける場を拡大することが不可欠であり、雇用機会拡大に向けた更なる支援を行うこと。

(2) 交流人口拡大に向け、島外居住者も含めた離島航路・航空運賃低廉化ならびに、離島航路の定期運行に向けた支援を行うこと。

昨年4月より離島の航空運賃・航空路運賃が引き下げられたが、この割引は島民に限定されたものである。この施策は島民にとっては負担軽減となる一方、購買力が島外へ流出することが懸念される。観光客を呼び込み、島内での消費を喚起するためにも、島外居住者の運賃低廉化をはかること。あわせて、島民のライフラインとしての離島航路の定期運航に向けた支援を行うこと。

(3) 離島活性化交付金を活用し、離島における雇用創出ならびに定住人口の拡大をはかる事業を推進すること。また、事業の活用状況を示すこと。

平成25(2013)年度に離島活性化交付金制度が創設された。離島振興法の趣旨ならびに関係市町・住民のニーズを踏まえ、雇用創出ならびに定住人口の拡大に最重点をおき、必要な施策を講じること。

(4) 離島における燃油価格の格差の是正をはかること。

長崎県は、全国平均よりも高い燃油価格であり、特に離島地域については県内本土地域と比較してもより高く、農林水産業を中心とする離島の産業、交通機関、さらには島民の生活自体が非常に厳しい状況にある。実質的な燃油小売価格を引き下げため、支援措置を講じること。

※参考：長崎県内 本土と離島のレギュラーガソリン価格比較表
(2018年5月、県独自調査) 単位：円

	全国	長崎県	本土	離島	下五島	上五島	壱岐	対馬
2017年5月	133	141	138	160	154	158	157	166
2018年5月	147	154	156	168	164	168	160	175

③ 外国人観光客の急増に伴い、関係自治体と連携し受け入れ体制の整備・強化を行うこと。

(1) 観光バス等大型車両の駐車場・乗降場の拡大をはかること。

(2) 住民とのトラブル防止に向け、旅行会社等への指導を強化すること。

近年、長崎・佐世保を中心に本県へのクルーズ船寄港数が年々増加傾向にあり、その観光客の国内移動手段として相当数の大型バスが対応しているが、観光地等への駐車スペースが十分確保できておらず、路上駐車による待機や乗降が頻繁に行われている状況である。特に市民病院前バス停～浜町バス停、中央橋バス停付近、諫早市貝津交差点付近においては、集合した団体が一斉に通行する為、地域住民をはじめとした一般通行者や路線バス乗客の妨げとなっており、危険な実態となっている。安全及び周辺道路の混雑緩和の面から乗降場整備は急務であり、団体客の利便性向上および市街地の渋滞緩和対策として、長崎県として駐車場・乗降場の拡大をはかること。また、観光客が一般施設会館に無断で立ち入り、施設を汚す等の問題も報告されており、県は関係自治体による協議を含め、旅行会社への指導など、住民とのトラブル防止に向けた施策を実施すること。

17. **核兵器廃絶・被爆者援護政策**

① **戦後 73 年を迎え、次世代への継承や核兵器廃絶に向けた取り組みをより一層強化するとともに、国に対しても働きかけを行うこと。**

広島・長崎に原爆が投下され今年で 73 年を迎えた現在もなお、世界には未だに 14,900 発(2017 年 6 月 : RECNA 公表)もの核兵器(核弾頭)が存在している。そのような中、昨年 12 月 4 日の国連総会において、人類史上初めて核兵器の使用や威嚇などを違法化した、7 月の核兵器禁止条約の採択を歓迎する一連の決議案が賛成 125 カ国、反対 39 カ国、棄権 14 カ国の賛成多数により採択されたが、日本政府が今回の決議に際して反対票を投じたことは誠に遺憾である。唯一の戦争被爆国であるわが国には、核兵器保有国と非保有国との橋渡し役として、核兵器廃絶に向けた議論をリードする役割と責任がある。そのためにも、県は国に対して核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求めるとともに、戦争を経験していない世代への継承という喫緊の課題に対し、より一層取り組みを強化すること。

② **国や長崎市と連携し、科学的な根拠に基づいた被爆者援護施策の強化を行うこと。**

(1) **被爆 2 世・3 世への援護の推進をはかること。**

(2) **「被爆体験者」に関する援護施策の見直しを行うこと。**

被爆 2 世・3 世の健康不安等に対する課題について、「被爆 2 世臨床縦断調査」が現在実施されており、被爆 2 世の援護策に反映していくとともに、被爆 3 世についての健康調査を含めた援護策を検討すること。また、「被爆体験者」については、「長崎被爆体験者支援事業」において、被爆体験者も被爆者と選別することなく被爆者同様の援護施策を講じること。